

**株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴う「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正について**

平成25年 3月27日  
株式会社名古屋証券取引所

当取引所は、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正を行い、平成25年 3月28日から施行します。

今回の改正は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行（平成25年 3月18日施行）に伴い、株式会社企業再生支援機構の名称を株式会社地域経済活性化支援機構に変更するなど、所要の規定整備を行うものです。

以 上